

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険賦課業務に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松阪市は、国民健康保険賦課業務に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を持って個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松阪市長

公表日

令和4年7月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

③他のシステムとの接続

情報提供ネットワークシステム

住民基本台帳ネットワークシステム

宛名システム等

その他（中間サーバー

庁内連携システム

既存住民基本台帳システム

税務システム

)

3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険賦課情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の16の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年9月10日号外内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条</p>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第9条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第7号)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(2、3、42の項) ・別表第二第三欄が「市町村長」のうち、第四欄に「国民健康保険法」が含まれる項(46の項) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、106の項) ・第三欄(情報提供者)が「国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(43の項) ・別表第二省令第2条、第3条、第25条、第53条</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(42の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項(43の項) ・別表第二省令第25条</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松阪市健康福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市区町村事務処理標準システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を保有するもの
その必要性	国民健康保険事務における保険税賦課業務を正確に効率的に実施するため
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	①その他識別情報:個人を正確に特定するため ②4情報:保険税賦課を的確に行うため ③地方税関係情報:保険税計算を的確に行うため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	松阪市健康福祉部保険年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (税務部市民税課、収納課、介護保険課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	個人の情報を的確に把握し、迅速かつ正確な保険税賦課業務を行うため	
④使用の主体	使用部署	健康福祉部保険年金課、嬉野地域振興局、三雲地域振興局、飯南地域振興局、飯高地域振興局
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <p><選択肢></p> <p>1) 10人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>2) 10人以上50人未満</p> <p>4) 100人以上500人未満</p> <p>6) 1,000人以上</p> </div> </div>
⑤使用方法	①社会保険離脱や転入出、または、出生死亡等様々な資格異動に伴い世帯主に対する保険税の賦課業務 ②前住所地所得照会業務 ③年金特徴仮徴収額決定通知書の発送 ④所得未把握世帯の調査	
情報の突合	必要に応じて、国民健康保険賦課事務にて保有する情報と、住民記録システム、住民税システム等との情報の突合を行う。	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	住民情報システム保守業務委託	
①委託内容	国民健康保険システム保守業務委託	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 松阪電子計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		
①委託内容	プリンティング作業、封入封緘作業	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 松阪電子計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	松阪市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は委託契約時において再委託承諾願の提出を求め、再委託先及び再委託業務内容について明らかにしたうえで許可している。
	⑥再委託事項	帳票印刷業務、封入封緘業務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (6) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (2) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(別紙1参照)
②提供先における用途	番号法別表第2に定める事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供のあった都度

移転先1	税務部 収納課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1
②移転先における用途	番号法第9条第1項 別表第1 に定める事務
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 〇 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	賦課情報の更生があった都度
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	【保管】 ・松阪市が契約するデータセンター内のサーバ室(入退室管理あり)内に設置されたサーバ内に保管されている。 ・サーバへのアクセスは管理者に認められたユーザーのみ可能であり、IDと静脈認証が必要 ・届出書類については鍵付きの書庫に保管している。 【消去】 ・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。 ・届出書類の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 国民健康保険税賦課ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号未番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.対象年度、39.保険証番号、40.世帯主住民番号、41.旧自治体コード、42.国保履歴番号、43.初期登録業務日時、44.更新業務日時、45.更新システム日時、46.更新コンピュータ名、47.更新ユーザID、48.国保有効フラグ、49.決裁状態、50.文字列型予備項目1、51.記載順位、52.続柄コード、53.資産割算定基礎額、54.住民税未申告該当コード、55.住民税非課税該当コード、56.稼得区分コード、57.所得把握区分コード、58.給与支払額、59.給与所得額、60.公的年金所得額、61.その他所得額、62.譲渡所得額、63.総所得金額、64.所得合計控除額、65.公的年金等所得控除額、66.公的年金等控除額、67.給与特別控除額、68.国保用所得割算定基礎額、69.国保用軽減判定用総所得金額、70.国保用基準総所得金額、71.ただし書き用給与支払額、72.ただし書き用給与所得額、73.ただし書き用総所得金額、74.減額判定用年金雑所得額、75.特別控除額、76.繰り越し損失額、77.記録項目名、78.営業所得額、79.農業所得額、80.その他事業所得額、81.不動産所得額、82.利子所得額、83.株式配当所得額、84.公募外賃当所得額、85.公募他配当所得額、86.その他配当所得額、87.給与額、88.主たる給与支払額、89.従たる給与支払額、90.給与支払額内数専従者給与額、91.公的年金支払額、92.年金雑所得額、93.その他雑所得額、94.総合譲渡短期所得額、95.総合譲渡短期差引額、96.総合譲渡長期所得額、97.総合譲渡長期差引額、98.総合譲渡分特別控除額、99.一時所得額、100.一時差引額、101.総合一時所得額、102.短期一般所得額、103.短期一般差引額、104.短期一般特別控除額、105.短期軽減所得額、106.短期軽減差引額、107.短期軽減特別控除額、108.短期特別控除額、109.長期一般所得額、110.長期一般差引額、111.長期一般特別控除額、112.長期特定所得額、113.長期特定差引額、114.長期特定特別控除額、115.長期軽減所得額、116.長期軽減差引額、117.長期軽減特別控除額、118.長期特別所得額、119.長期特別差引額、120.長期特別特別控除額、121.長期特別控除額、122.土地等雑所得額、123.超短期所得額、124.株式譲渡所得額、125.株式譲渡上場所得額、126.商品先物取引所得額、127.山林所得額、128.総合退職所得額、129.変動所得額、130.臨時所得額、131.免税所得額、132.肉用牛売却価格、133.肉用牛免税対象所得額、134.肉用牛免税対象外所得額、135.雑損控除額、136.医療費控除額、137.社会保険料控除額、138.小規模共済控除額、139.生命保険料控除額、140.個人年金保険料支払額、141.損害保険料控除額、142.長期損害保険料支払額、143.寄附金控除額、144.合計控除額、145.控対配区分、146.配偶者区分、147.配偶者特別控除額、148.配特有無区分フラグ、149.扶養一般該当人数、150.扶養年少該当人数、151.扶養特定該当人数、152.扶養老人該当人数、153.扶養同居老人該当人数、154.扶養特障該当人数、155.扶養同居特障該当人数、156.扶養普障該当人数、157.未成年区分、158.老年者区分、159.寡婦区分、160.障害者区分、161.勤労学生区分、162.住民税申告区分、163.本専区分、164.配専区分、165.青色専従該当人数、166.白色専従該当人数、167.専従者控除額、168.繰越損失額、169.純損失額、170.譲渡繰越損失額、171.雑損失額、172.特定株式損失額、173.先物取引損失額、174.居住用特定譲渡所得額、175.居住用特定損失額、176.繰越損失軽減純損失額、177.繰越損失軽減譲渡損失額、178.市町村端数切捨所得割額、179.市町村均等割額、180.都道府県端数切捨所得割額、181.都道府県均等割額、182.資料区分、183.推定所得額、184.合計所得金額、185.固定税額、186.個人分税額、187.共有分税額、188.個人減免区分コード、189.老人70歳以上該当非該当フラグ、190.寝たきり65歳以上該当非該当フラグ、191.障害者手帳該当非該当フラグ、192.知的障害者該当該当非該当フラグ、193.譲渡所得条ID、194.特徴該当非該当フラグ、195.国保資格区分、196.取得国保異動区分、197.取得事由国保異動事由、198.喪失国保異動区分、199.喪失事由国保異動事由、200.退職該当退職異動事由区分、201.退職非該当退職異動事由区分、202.取得異動年月日、203.取得届出年月日、204.喪失異動年月日、205.喪失届出年月日、206.退職該当異動年月日、207.退職該当届出年月日、208.退職非該当異動年月日、209.退職非該当届出年月日、210.分離配当所得額、211.株式配当損失額、212.失業給与所得額、213.失業総所得金額、214.失業所得割算定基礎額、215.失業軽減判定用総所得金額、216.失業基準総所得金額、217.失業ただし書き用給与所得額、218.失業ただし書き用総所得金額、219.失業者該当非該当フラグ、220.住民税未申告該当コード1、221.被扶養登録区分、222.旧個人番号、223.個人番号結合処理年月日、224.個人番号結合コンピュータ名、225.個人番号結合ユーザ名、226.旧保険証番号、227.保険証番号結合処理年月日、228.保険証番号結合コンピュータ名、229.保険証番号結合ユーザ名、230.退避算定基礎額、231.退避失業者算定基礎額、232.予備金額1、233.予備金額2、234.予備金額3、235.予備金額4、236.予備金額5、237.予備項目1、238.予備項目2、239.資格有無フラグ0、240.介護資格有無フラグ0、241.国保退職有無フラグ0、242.世帯区分0、243.取得異動年月日0、244.保険証番号内連番0、245.旧国保被保険者フラグ0、246.旧被扶養者フラグ0、247.失業者該当非該当フラグ0、248.有効フラグ0、249.資格有無フラグ1、250.介護資格有無フラグ1、251.国保退職有無フラグ1、252.世帯区分1、253.取得異動年月日1、254.保険証番号内連番1、255.旧国保被保険者フラグ1、256.旧被扶養者フラグ1、257.失業者該当非該当フラグ1、258.有効フラグ1、259.資格有無フラグ2、260.介護資格有無フラグ2、261.国保退職有無フラグ2、262.世帯区分2、263.取得異動年月日2、264.保険証番号内連番2、265.旧国保被保険者フラグ2、266.旧被扶養者フラグ2、267.失業者該当非該当フラグ2、268.有効フラグ2、269.資格有無フラグ3、270.介護資格有無フラグ3、271.国保退職有無フラグ3、272.世帯区分3、273.取得異動年月日3、274.保険証番号内連番3、275.旧国保被保険者フラグ3、276.旧被扶養者フラグ3、277.失業者該当非該当フラグ3、278.有効フラグ3、279.資格有無フラグ4、280.介護資格有無フラグ4、281.国保退職有無フラグ4、282.世帯区分4、283.取得異動年月日4、284.保険証番号内連番4、285.旧国保被保険者フラグ4、286.旧被扶養者フラグ4、287.失業者該当非該当フラグ4、288.有効フラグ4、289.資格有無フラグ5、290.介護資格有無フラグ5、291.国保退職有無フラグ5、292.世帯区分5、293.取得異動年月日5、294.保険証番号内連番5、295.旧国保被保険者フラグ5、296.旧被扶養者フラグ5、297.失業者該当非該当フラグ5、298.有効フラグ5、299.資格有無フラグ6、300.介護資格有無フラグ6、301.国保退職有無フラグ6、302.世帯区分6、303.取得異動年月日6、304.保険証番号内連番6、305.旧国保被保険者フラグ6、306.旧被扶養者フラグ6、307.失業者該当非該当フラグ6、308.有効フラグ6、309.資格有無フラグ7、310.介護資格有無フラグ7、311.国保退職有無フラグ7、312.世帯区分7、313.取得異動年月日7、314.保険証番号内連番7、315.旧国保被保険者フラグ7、316.旧被扶養者フラグ7、317.失業者該当非該当フラグ7、318.有効フラグ7、319.資格有無フラグ8、320.介護資格有無フラグ8、321.国保退職有無フラグ8、322.世帯区分8、323.取得異動年月日8、324.保険証番号内連番8、325.旧国保被保険者フラグ8、326.旧被扶養者フラグ8、327.失業者該当非該当フラグ8、328.有効フラグ8、329.資格有無フラグ9、330.介護資格有無フラグ9、331.国保退職有無フラグ9、332.世帯区分9、333.取得異動年月日9、334.保険証番号内連番9、335.旧国保被保険者フラグ9、336.旧被扶養者フラグ9、337.失業者該当非該当フラグ9、338.有効フラグ9、339.資格有無フラグ10、340.介護資格有無フラグ10、341.国保退職有無フラグ10、342.世帯区分10、343.取得異動年月日10、344.保険証番号内連番10、345.旧国保被保険者フラグ10、346.旧被扶養者フラグ10、347.失業者該当非該当フラグ10、348.有効フラグ10、349.資格有無フラグ11、350.介護資格有無フラグ11、351.国保退職有無フラグ11、352.世帯区分11、353.取得異動年月日11、354.保険証番号内連番11、355.旧国保被保険者フラグ11、356.旧被扶養者フラグ11、357.失業者該当非該当フラグ11、358.有効フラグ11、359.資格有無フラグ12、360.介護資格有無フラグ12、361.国保退職有無フラグ12、362.世帯区分12、363.取得異動年月日12、364.保険証番号内連番12、365.旧国保被保険者フラグ12、366.旧被扶養者フラグ12、367.失業者該当非該当フラグ12、368.有効フラグ12、369.世帯主個人番号、370.通知書番号、371.仮徴収通知書番号、372.本徴収通知書番号、373.所得割算定基礎額、374.所得割額、375.資産割額、376.均等割人数、377.均等割額、378.平等割額、379.単身平等割額、380.算出額、381.軽減均等割額、382.軽減平等割額、383.減免額、384.算定額、385.限度超過額、386.切り捨て端数額、387.年間保険税額、388.退職所得割算定基礎額、389.退職所得割額、390.退職資産割算定基礎額、391.退職資産割額、392.退職均等割人数、393.退職均等割額、394.退職単身平等割額、395.退職単身平等割額、396.退職算出額、397.退職軽減均等割額、398.退職軽減平等割額、399.退職減免額、400.退職算定額、401.退職限度超過額、402.退職切り捨て端数額、403.退職年間保険税額、404.一般所得割算定基礎額、405.一般所得割額、406.一般資産割算定基礎額、407.一般資産割額、408.一

一般均等割人数、409.一般均等割額、410.一般平等割額、411.一般単身平等割額、412.一般算出額、413.一般軽減均等割額、414.一般軽減平等割額、415.一般減免額、416.一般算定額、417.一般限度超過額、418.一般切り捨て端数額、419.一般年間保険税額、420.世帯増減減額月数、421.世帯増減月割減額、422.世帯増減一部増減額、423.合計分増減調整額、424.一般分増減調整額、425.退職者分増減調整額、426.世帯区分、427.国保退職区分コード、428.軽減区分、429.軽減判定合計所得額、430.賦課期日、431.賦課期日世帯主個人番号、432.賦課期日世帯区分、433.賦課期日該当人数、434.未申告該当非該当フラグ、435.基準総所得金額、436.一般基準総所得金額、437.退職基準総所得金額、438.対象月インテックス、439.合計決定保険税額、440.一般分決定保険税額、441.退職者分決定保険税額、442.普徴合計、443.普徴一般、444.普徴退職、445.特徴合計、446.特徴一般、447.特徴退職、448.期別調定額仮算定額、449.期別調定額差引額、450.退職期別調定額仮算定額、451.退職期別調定額差引額、452.一般期別調定額仮算定額、453.一般期別調定額差引額、454.特例区分コード、455.軽減申告区分、456.軽減申告入力年月日、457.軽減申告訂正年月日、458.減免区分、459.医療減免額、460.医療退職減免額、461.介護減免額、462.介護退職減免額、463.支援金減免額、464.支援金退職減免額、465.医療減免率、466.医療退職減免率、467.介護減免率、468.介護退職減免率、469.支援金減免率、470.支援金退職減免率、471.端数処理コード、472.減免額入力年月日、473.減免額訂正年月日、474.軽減2割有効区分、475.軽減2割申請年月日、476.軽減2割訂正年月日、477.徴収区分、478.激変軽減区分、479.激変軽減判定合計所得額、480.単身世帯軽減区分、481.条例減免額、482.条例減免額退職、483.条例減免額一般、484.納期限01、485.納期限02、486.納期限03、487.納期限04、488.納期限05、489.納期限06、490.納期限07、491.納期限08、492.納期限09、493.納期限10、494.納期限11、495.納期限12、496.納期限13、497.納期限14、498.納期限15、499.納期限16、500.納期限17、501.納期限18、502.納期限19、503.納期限20、504.仮算本算区分、505.更正期数、506.計算区分、507.負担調整額、508.退職分負担調整額、509.個人減免種別コード、510.個人減免均等割額、511.個人減免平等割額、512.個人減免退職均等割額、513.個人減免退職平等割額、514.個人減免前決定税額、515.個人減免前退職決定税額、516.個人減免額、517.個人退職減免額、518.個人減免判定用所得額、519.個人減免判定用資産額、520.失業者軽減区分、521.失業者所得割算定基礎額、522.失業者所得割額、523.失業者算出額、524.失業者算定額、525.失業者限度超過額、526.失業者切り捨て端数額、527.失業者年間保険税、528.失業者退職所得割算定基礎額、529.失業者退職所得割額、530.失業者退職算出額、531.失業者退職算定額、532.失業者退職限度超過額、533.失業者退職切り捨て端数額、534.失業者退職年間保険税、535.失業者一般所得割算定基礎額、536.失業者一般所得割額、537.失業者一般算出額、538.失業者一般算定額、539.失業者一般限度超過額、540.失業者一般切り捨て端数額、541.失業者一般年間保険税、542.失業者合計分増減調整額、543.失業者一般分増減調整額、544.失業者退職者分増減調整額、545.失業者合計決定保険税額、546.失業者一般分決定保険税額、547.支退職者分決定保険税額、548.退避退職算定基礎額、549.退避失業者退職算定基礎額、550.介護区分コード、551.介護退職区分コード、552.被保数0、553.国保退職区分コード0、554.退職被保数0、555.軽減区分0、556.単身世帯軽減区分0、557.軽減区分失業前0、558.未申告該当非該当フラグ0、559.旧国保被保数0、560.賦課期日0、561.賦課期日被保数0、562.賦課期日旧国保被保数0、563.賦課期日合計所得額0、564.賦課期日合計所得額激変0、565.賦課期日所得合計失業後0、566.賦課期日合計激変失業後0、567.賦課期日未申告該当非該当フラグ0、568.賦課期日世帯区分0、569.旧被扶養者数0、570.個人減免種別コード0、571.個人減免被保数0、572.個人減免退職被保数0、573.介護個人減免被保数0、574.介護個人減免退職被保数0、575.個人減免判定用所得額0、576.個人減免判定用資産額0、577.老人世帯該当非該当フラグ0、578.介護区分0、579.介護被保数0、580.介護退職区分0、581.介護退職被保数0、582.被保数1、583.国保退職区分コード1、584.退職被保数1、585.軽減区分1、586.単身世帯軽減区分1、587.軽減区分失業前1、588.未申告該当非該当フラグ1、589.旧国保被保数1、590.賦課期日1、591.賦課期日被保数1、592.賦課期日旧国保被保数1、593.賦課期日合計所得額1、594.賦課期日合計所得額激変1、595.賦課期日所得合計失業後1、596.賦課期日合計激変失業後1、597.賦課期日未申告該当非該当フラグ1、598.賦課期日世帯区分1、599.旧被扶養者数1、600.個人減免種別コード1、601.個人減免被保数1、602.個人減免退職被保数1、603.介護個人減免被保数1、604.介護個人減免退職被保数1、605.個人減免判定用所得額1、606.個人減免判定用資産額1、607.老人世帯該当非該当フラグ1、608.介護区分1、609.介護被保数1、610.介護退職区分1、611.介護退職被保数1、612.被保数2、613.国保退職区分コード2、614.退職被保数2、615.軽減区分2、616.単身世帯軽減区分2、617.軽減区分失業前2、618.未申告該当非該当フラグ2、619.旧国保被保数2、620.賦課期日2、621.賦課期日被保数2、622.賦課期日旧国保被保数2、623.賦課期日合計所得額2、624.賦課期日合計所得額激変2、625.賦課期日所得合計失業後2、626.賦課期日合計激変失業後2、627.賦課期日未申告該当非該当フラグ2、628.賦課期日世帯区分2、629.旧被扶養者数2、630.個人減免種別コード2、631.個人減免被保数2、632.個人減免退職被保数2、633.介護個人減免被保数2、634.介護個人減免退職被保数2、635.個人減免判定用所得額2、636.個人減免判定用資産額2、637.老人世帯該当非該当フラグ2、638.介護区分2、639.介護被保数2、640.介護退職区分2、641.介護退職被保数2、642.被保数3、643.国保退職区分コード3、644.退職被保数3、645.軽減区分3、646.単身世帯軽減区分3、647.軽減区分失業前3、648.未申告該当非該当フラグ3、649.旧国保被保数3、650.賦課期日3、651.賦課期日被保数3、652.賦課期日旧国保被保数3、653.賦課期日合計所得額3、654.賦課期日合計所得額激変3、655.賦課期日所得合計失業後3、656.賦課期日合計激変失業後3、657.賦課期日未申告該当非該当フラグ3、658.賦課期日世帯区分3、659.旧被扶養者数3、660.個人減免種別コード3、661.個人減免被保数3、662.個人減免退職被保数3、663.介護個人減免被保数3、664.介護個人減免退職被保数3、665.個人減免判定用所得額3、666.個人減免判定用資産額3、667.老人世帯該当非該当フラグ3、668.介護区分3、669.介護被保数3、670.介護退職区分3、671.介護退職被保数3、

1137. 収納反映09月期数、1138. 医療分合計09月期別税額、1139. 医療分退職09月期別税額、1140. 介護分合計09月期別税額、1141. 介護分退職09月期別税額、1142. 支援金分合計09月期別税額、1143. 支援金分退職09月期別税額、1144. 収納反映10月期数、1145. 医療分合計10月期別税額、1146. 医療分退職10月期別税額、1147. 介護分合計10月期別税額、1148. 介護分退職10月期別税額、1149. 支援金分合計10月期別税額、1150. 支援金分退職10月期別税額、1151. 収納反映11月期数、1152. 医療分合計11月期別税額、1153. 医療分退職11月期別税額、1154. 介護分合計11月期別税額、1155. 介護分退職11月期別税額、1156. 支援金分合計11月期別税額、1157. 支援金分退職11月期別税額、1158. 収納反映12月期数、1159. 医療分合計12月期別税額、1160. 医療分退職12月期別税額、1161. 介護分合計12月期別税額、1162. 介護分退職12月期別税額、1163. 支援金分合計12月期別税額、1164. 支援金分退職12月期別税額、1165. 収納反映01月期数、1166. 医療分合計01月期別税額、1167. 医療分退職01月期別税額、1168. 介護分合計01月期別税額、1169. 介護分退職01月期別税額、1170. 支援金分合計01月期別税額、1171. 支援金分退職01月期別税額、1172. 収納反映02月期数、1173. 医療分合計02月期別税額、1174. 医療分退職02月期別税額、1175. 介護分合計02月期別税額、1176. 介護分退職02月期別税額、1177. 支援金分合計02月期別税額、1178. 支援金分退職02月期別税額、1179. 収納反映03月期数、1180. 医療分合計03月期別税額、1181. 医療分退職03月期別税額、1182. 介護分合計03月期別税額、1183. 介護分退職03月期別税額、1184. 支援金分合計03月期別税額、1185. 支援金分退職03月期別税額、1186. 履歴番号、1187. 有効フラグ、1188. 登録年月日、1189. 減免理由コード、1190. 減免理由、1191. 前回登録年月日、1192. 前回申請年月日、1193. 前回減免理由コード、1194. 前回減免理由、1195. 前回医療減免額、1196. 前回医療退職減免額、1197. 前回支援金減免額、1198. 前回支援金退職減免額、1199. 前回介護減免額、1200. 前回介護退職減免額、1201. 平等割減免率、1202. 平等割減免該当フラグ01、1203. 平等割減免該当フラグ02、1204. 平等割減免該当フラグ03、1205. 平等割減免該当フラグ04、1206. 平等割減免該当フラグ05、1207. 平等割減免該当フラグ06、1208. 平等割減免該当フラグ07、1209. 平等割減免該当フラグ08、1210. 平等割減免該当フラグ09、1211. 平等割減免該当フラグ10、1212. 平等割減免該当フラグ11、1213. 平等割減免該当フラグ12、1214. 平等割減免該当フラグ12、1215. 平等割減免該当フラグ12、1216. 平等割減免額介護、1217. 均等割減免率、1218. 均等割減免該当フラグ01、1219. 均等割減免該当フラグ02、1220. 均等割減免該当フラグ03、1221. 均等割減免該当フラグ04、1222. 均等割減免該当フラグ05、1223. 均等割減免該当フラグ06、1224. 均等割減免該当フラグ07、1225. 均等割減免該当フラグ08、1226. 均等割減免該当フラグ09、1227. 均等割減免該当フラグ10、1228. 均等割減免該当フラグ11、1229. 均等割減免該当フラグ12、1230. 均等割減免額医療、1231. 均等割減免額支援、1232. 均等割減免額介護、1233. 所得割減免率、1234. 所得割減免該当フラグ01、1235. 所得割減免該当フラグ02、1236. 所得割減免該当フラグ03、1237. 所得割減免該当フラグ04、1238. 所得割減免該当フラグ05、1239. 所得割減免該当フラグ06、1240. 所得割減免該当フラグ07、1241. 所得割減免該当フラグ08、1242. 所得割減免該当フラグ09、1243. 所得割減免該当フラグ10、1244. 所得割減免該当フラグ11、1245. 所得割減免該当フラグ12、1246. 所得割減免額医療、1247. 所得割減免額支援、1248. 所得割減免額介護、1249. 資産割減免率、1250. 資産割減免該当フラグ01、1251. 資産割減免該当フラグ02、1252. 資産割減免該当フラグ03、1253. 資産割減免該当フラグ04、1254. 資産割減免該当フラグ05、1255. 資産割減免該当フラグ06、1256. 資産割減免該当フラグ07、1257. 資産割減免該当フラグ08、1258. 資産割減免該当フラグ09、1259. 資産割減免該当フラグ10、1260. 資産割減免該当フラグ11、1261. 資産割減免該当フラグ12、1262. 資産割減免額医療、1263. 資産割減免額支援、1264. 資産割減免額介護、1265. 府県コード、1266. 年金特徴市町村コード、1267. 通知内容コード、1268. 特別徴収制度コード、1269. 作成西暦年、1270. 作成月、1271. 作成日年金特徴、1272. 基礎年金番号、1273. 年金特徴年金コード、1274. 共済年金証書記号番号、1275. 対象月、1276. レポート区分、1277. 年金特徴予備1、1278. 年金特徴予備2、1279. 生年月日西暦年、1280. 生年月日年月日年金特徴、1281. 生年月日年月日年金特徴、1282. 性別、1283. 年金特徴氏名カナ、1284. 氏名カナシフトコード、1285. 年金特徴氏名漢字、1286. 氏名漢字シフトコード、1287. 住所郵便番号、1288. 年金特徴住所カ、1289. 住所カナシフトコード、1290. 年金特徴住所漢字、1291. 住所漢字シフトコード、1292. 年金特徴各種区分、1293. 年金特徴処理結果、1294. 後期移管コード、1295. 各種西暦年、1296. 各種月、1297. 各種日、1298. 年金特徴金額1、1299. 年金特徴金額2、1300. 年金特徴金額3、1301. 年金特徴予備3、1302. 年金特徴通知書番号、1303. 介護被保険者番号、1304. 個人コード区分、1305. 個人コード個人番号、1306. 介護住所地特徴、1307. 介護捕捉年月日、1308. 介護待機フラグ、1309. 年金特徴予備、1310. 処理年月日、1311. 特徴口座申請理由コード、1312. 理由期別別調定額、965. 退職04期別調定額、966. 退職05期別調定額、967. 退職06期別調定額、968. 退職07期別調定額、969. 退職08期別調定額、970. 退職09期別調定額、971. 退職10期別調定額、972. 退職11期別調定額、973. 退職12期別調定額、974. 退職13期別調定額、975. 退職14期別調定額、976. 退職15期別調定額、977. 退職16期別調定額、978. 退職17期別調定額、979. 退職18期別調定額、980. 退職19期別調定額、981. 退職20期別調定額、982. 期別特01期調定額、983. 期別特02期調定額、984. 期別特03期調定額、985. 期別特04期調定額、986. 期別特05期調定額、987. 期別特06期調定額、988. 期別特07期調定額、989. 期別特08期調定額、990. 期別特09期調定額、991. 退職特01期別調定額、992. 退職特02期別調定額、993. 退職特03期別調定額、994. 退職特04期別調定額、995. 退職特05期別調定額、996. 退職特06期別調定額、997. 退職特07期別調定額、998. 退職特08期別調定額、999. 退職特09期別調定額、1000. 徴収区分資格判定結果、1001. 徴収区分2分の1判定結果、1002. 徴収区分登録年月日、1003. 徴収区分設定理由区分、1004. 判定時更正履歴番号、1005. 徴収区分備考、1006. 特徴開始月、1007. 特徴開始期、1008. 年金支給額、1009. 介護引落額、1010. 国保引落額1、1011. 国保引落額2、1012. 国保引落額数額、1013. 医療引落額1、1014. 医療引落額2、1015. 医療引落端数額、1016. 介護引落額1、1017. 介護引落額2、1018. 介護引落端数額、1019. 支援金引落額1、1020. 支援金引落額2、1021. 支援金引落端数額、1022. 医療退職引落額1、1023. 医療退職引落額2、1024. 医療退職引落端数額、1025. 介護退職引落額1、1026. 介護退職引落額2、1027. 介護退職引落端数額、1028. 支援金退職引落額1、1029. 支援金退職引落額2、1030. 支援金退職引落端数額、1031. 特徴依頼フラグ、1032. 特徴依頼年月日、1033. 特徴停止フラグ、1034. 特徴停止年月日、1035. 特徴依頼、1036. 特徴依頼結果、1037. 年金名称、1038. 特別徴収義務者コード、1039. 義務者名称、1040. 年度切替ヒールフラグ、1041. 氏名漢字、1042. 氏名カナ、1043. 性別、1044. 性別名称、1045. 退職者フラグ、1046. 準資格該当準資格区分、1047. 住民区分、1048. 存在フラグ、1049. 世帯番号、1050. 世帯主氏名漢字、1051. 県市名漢字、1052. 現住所地番方書、1053. 現住所郵便番号、1054. 前住所コード、1055. 前住所番方書、1056. 前住所郵便番号、1057. 発行日、1058. 発行フラグ、1059. 連番、1060. 役場郵便番号、1061. 自治体住所、1062. 自治体住所番、1063. 郡名、1064. 市町村名称、1065. 当方郵便番号、1066. 当方住所、1067. 当方電話番号、1068. 当方内線番号、1069. 当方市町村名称、1070. 当方課名、1071. 備考、255. 1072. 被扶養者個人番号、1073. 申請年月日、1074. 訂正年月日、1075. 国保被扶養区分、1076. 扶養者個人番号、1077. 国保被扶養者国保備考欄、1078. 国保被扶養者登録区分、1079. 起因区分、1080. 国保異動事由、1081. 異動年月日、1082. 異動連番、1083. 退職者該当非該当フラグ、1084. 更正連番、1085. 決議連番、1086. 国保異動事由コード名称、1087. 届出年月日、1088. 賦課更正処理年月日、1089. 現年過年区分、1090. 決議日、1091. 特例開始事由区分、1092. 特例開始年月日、1093. 特例開始届出年月日、1094. 特例終了事由区分、1095. 特例終了年月日、1096. 特例終了届出年月日、1097. 介護2号適用除外国保備考欄、1098. 特例施設区分、1099. 最新フラグ、1100. 賦課年度、1101. 最終期数、1102. 収納反映04月期数、1103. 医療分合計04月期別税額、1104. 医療分退職04月期別税額、1105. 介護分合計04月期別税額、1106. 介護分退職04月期別税額、1107. 支援金分合計04月期別税額、1108. 支援金分退職04月期別税額、1109. 収納反映05月期数、1110. 医療分合計05月期別税額、1111. 医療分退職05月期別税額、1112. 介護分合計05月期別税額、1113. 介護分退職05月期別税額、1114. 支援金分合計05月期別税額、1115. 支援金分退職05月期別税額、1116. 収納反映06月期数、1117. 医療分合計06月期別税額、1118. 医療分退職06月期別税額、1119. 介護分合計06月期別税額、1120. 介護分退職06月期別税額、1121. 支援金分合計06月期別税額、1122. 支援金分退職06月期別税額、1123. 収納反映07月期数、1124. 医療分合計07月期別税額、1125. 医療分退職07月期別税額、1126. 介護分合計07月期別税額、1127. 介護分退職07月期別税額、1128. 支援金分合計07月期別税額、1129. 支援金分退職07月期別税額、1130. 収納反映08月期数、1131. 医療分合計08月期別税額、1132. 医療分退職08月期別税額、1133. 介護分合計08月期別税額、1134. 介護分退職08月期別税額、1135. 支援金分合計08月期別税額、1136. 支援金分退職08月期別税額、1137. 収納反映09月期数、1138. 医療分合計09月期別税額、1139. 医療分退職09月期別税額、1140. 介護分合計09月期別税額、1141. 介護分退職09月期別税額、1142. 支援金分合計09月期別税額、1143. 支援金分退職09月期別税額、1144. 収納反映10月期数、1145. 医療分合計10月期別税額、1146. 医療分退職10月期別税額、1147. 介護分合計10月期別税額、1148. 介護分退職10月期別税額、1149. 支援金分

合計10月期別税額、1150.支援金分退職10月期別税額、1151.収納反映11月期数、1152.医療分合計11月期別税額、1153.医療分退職11月期別税額、1154.介護分合計11月期別税額、1155.介護分退職11月期別税額、1156.支援金分合計11月期別税額、1157.支援金分退職11月期別税額、1158.収納反映12月期数、1159.医療分合計12月期別税額、1160.医療分退職12月期別税額、1161.介護分合計12月期別税額、1162.介護分退職12月期別税額、1163.支援金分合計12月期別税額、1164.支援金分退職12月期別税額、1165.収納反映01月期数、1166.医療分合計01月期別税額、1167.医療分退職01月期別税額、1168.介護分合計01月期別税額、1169.介護分退職01月期別税額、1170.支援金分合計01月期別税額、1171.支援金分退職01月期別税額、1172.収納反映02月期数、1173.医療分合計02月期別税額、1174.医療分退職02月期別税額、1175.介護分合計02月期別税額、1176.介護分退職02月期別税額、1177.支援金分合計02月期別税額、1178.支援金分退職02月期別税額、1179.収納反映03月期数、1180.医療分合計03月期別税額、1181.医療分退職03月期別税額、1182.介護分合計03月期別税額、1183.介護分退職03月期別税額、1184.支援金分合計03月期別税額、1185.支援金分退職03月期別税額、1186.履歴番号、1187.有効フラグ、1188.登録年月日、1189.減免理由コード、1190.減免理由、1191.前回登録年月日、1192.前回申請年月日、1193.前回減免理由コード、1194.前回減免理由、1195.前回医療減免額、1196.前回医療退職減免額、1197.前回支援金減免額、1198.前回支援金退職減免額、1199.前回介護減免額、1200.前回介護退職減免額、1201.平等割減免率、1202.平等割減免該当フラグ01、1203.平等割減免該当フラグ02、1204.平等割減免該当フラグ03、1205.平等割減免該当フラグ04、1206.平等割減免該当フラグ05、1207.平等割減免該当フラグ06、1208.平等割減免該当フラグ07、1209.平等割減免該当フラグ08、1210.平等割減免該当フラグ09、1211.平等割減免該当フラグ10、1212.平等割減免該当フラグ11、1213.平等割減免該当フラグ12、1214.平等割減免額医療、1215.平等割減免額支援、1216.平等割減免額介護、1217.均等割減免率、1218.均等割減免該当フラグ01、1219.均等割減免該当フラグ02、1220.均等割減免該当フラグ03、1221.均等割減免該当フラグ04、1222.均等割減免該当フラグ05、1223.均等割減免該当フラグ06、1224.均等割減免該当フラグ07、1225.均等割減免該当フラグ08、1226.均等割減免該当フラグ09、1227.均等割減免該当フラグ10、1228.均等割減免該当フラグ11、1229.均等割減免該当フラグ12、1230.均等割減免額医療、1231.均等割減免額支援、1232.均等割減免額介護、1233.所得割減免率、1234.所得割減免該当フラグ01、1235.所得割減免該当フラグ02、1236.所得割減免該当フラグ03、1237.所得割減免該当フラグ04、1238.所得割減免該当フラグ05、1239.所得割減免該当フラグ06、1240.所得割減免該当フラグ07、1241.所得割減免該当フラグ08、1242.所得割減免該当フラグ09、1243.所得割減免該当フラグ10、1244.所得割減免該当フラグ11、1245.所得割減免該当フラグ12、1246.所得割減免額医療、1247.所得割減免額支援、1248.所得割減免額介護、1249.資産割減免率、1250.資産割減免該当フラグ01、1251.資産割減免該当フラグ02、1252.資産割減免該当フラグ03、1253.資産割減免該当フラグ04、1254.資産割減免該当フラグ05、1255.資産割減免該当フラグ06、1256.資産割減免該当フラグ07、1257.資産割減免該当フラグ08、1258.資産割減免該当フラグ09、1259.資産割減免該当フラグ10、1260.資産割減免該当フラグ11、1261.資産割減免該当フラグ12、1262.資産割減免額医療、1263.資産割減免額支援、1264.資産割減免額介護、1265.府県コード、1266.年金特徴市町村コード、1267.通知内容コード、1268.特別徴収制度コード、1269.作成西暦年、1270.作成月、1271.作成日年金特徴、1272.基礎年金番号、1273.年金特徴年金コード、1274.共済年金証書記号番号、1275.対象月、1276.Lコード区分、1277.年金特徴予備1、1278.年金特徴予備2、1279.生年月日西暦年、1280.生年月日月年金特徴、1281.生年月日日年金特徴、1282.性別、1283.年金特徴氏名カナ、1284.氏名カナシフトコード、1285.年金特徴氏名漢字、1286.氏名漢字シフトコード、1287.住所郵便番号、1288.年金特徴住所カナ、1289.住所カナシフトコード、1290.年金特徴住所漢字、1291.住所漢字シフトコード、1292.年金特徴各種区分、1293.年金特徴処理結果、1294.後期移管コード、1295.各種西暦年、1296.各種月、1297.各種日、1298.年金特徴金額1、1299.年金特徴金額2、1300.年金特徴金額3、1301.年金特徴予備3、1302.年金特徴通知書番号、1303.介護被保険者番号、1304.個人コード区分、1305.個人コード個人番号、1306.介護住所特例、1307.介護捕捉年月日、1308.介護待機フラグ、1309.年金特徴予備、1310.処理年月日、1311.特徴口座申請理由コード、1312.理由

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	届出者の窓口での本人確認を徹底することで、届出者以外の情報の入手は行わない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><市区町村事務処理標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民から個人番号を用いて情報を入手する場合、個人番号カードやその他本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・住民、他の機関および庁内連携において個人番号を用いずに入手する場合、宛名番号や保険証番号を用いて突合を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号利用事務に係るシステム以外からは、特定個人情報ファイルを直接参照できないよう、アクセス制御を行っている。 ・連携サーバを介した連携になるため、連携サーバ側のアクセス制御等により業務に不必要な情報にはアクセスできないよう制御を行っている。 ・国民健康保険システムの端末を使用して情報照会を行う場合、アクセス権限の設定により、許可された者以外は、個人番号がマスクされた状態となるような仕組みとする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	使用可能ユーザーのみの登録、静脈認証
その他の措置の内容	静脈認証後は、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行いない対策を行っている。 ネットワークを論理分割し、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	委託契約の際に、個人情報取扱い特記事項を定め契約の要件としている。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託を行う場合は委託契約時において再委託承諾書を別途取り交わし、再委託先においても当該委託業務にかかる委託契約書の「個人情報の取り扱い」および「機密の保持」について同等の義務を負わせると明記している。	
その他の措置の内容	委託者であっても、松阪市において国民健康保険システムを操作する場合は、操作者の操作した内容を記録し不正な利用が行われていないか監査証跡できる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><市区町村事務処理標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、情報提供ネットワークシステムへの情報照会が可能な権限の制限等により、権限を有しない者による目的外の入手を防止している。 ・特定個人情報ファイルの情報照会は、団体内統合宛名システムへの通信に限定している。 ・番号法および条例の規定の範囲内において情報照会を行う。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1.情報照会機能(※1)により情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2.中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法別表2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><市区町村事務処理標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な権限の制限等により、不正な使用を防止している。 ・ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施することで、不適切な端末操作を抑止する。 ・特定個人情報ファイルの情報連携は、団体内統合宛名システムへの通信に限定し、システムログ(連携日時等)としてストレージ等に記録している。また、必要に応じて記録の確認を行う。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①情報提供機能(※)により情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システムの端末は、シンクライアントであり、仮に盗難にあった場合も特定個人情報へのアクセスは出来ない仕組みを構築している。 ・各端末においてUSBポートの使用禁止設定がされており、データを外部媒体に移転する必要がある場合にのみ使用を許可している。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>【保管場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子データの特定個人情報については、入退室管理が行われているサーバー室へ設置したサーバー内に保管する。 ・所得照会回答等の紙の資料については鍵付きの書庫に保管している。 <p><中間サーバープラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1.中間サーバープラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2.特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存されバックアップもデータベース上に保存される。 <p>【消去】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。 ・交付要求等の紙の資料の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1.特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバープラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2.ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 		
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ol style="list-style-type: none"> 1.各課ごとに情報管理担当者を定め、毎年1回情報セキュリティ研修を行っている。 2.新規採用職員に対して、情報セキュリティ・個人情報保護に関する集合研修を行っている。 3.毎年1回個人情報保護研修を、全職員を対象に集合研修を行っている。 4.情報セキュリティ関連のe-ラーニングを希望者に対して行っている。 	
10. その他のリスク対策		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	松阪市総務部総務課文書・情報公関係 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4055 FAX 0598-22-1522 E-mail sou.div@city.matsusaka.mie.jp
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付け
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	松阪市健康福祉部保険年金課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4043 FAX 0598-26-9113 E-mail hok.div@city.matsusaka.mie.jp
②対応方法	問い合わせ受付票を用意し、対応記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年2月10日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月28日	6. 評価実施機関における担当部署②所属長	保険年金課長 青木 俊夫	保険年金課長 中川 幸美	事後	事前通知事項に該当しない所属長の変更
平成28年10月28日	I 4.② 法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(2、3、42の項) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、106の項) ・第三欄(情報提供者)が「国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(43の項) ・別表第二省令第2条、第3条、第25条、第53条 	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(2、3、42の項) ・別表第二第三欄が「市町村長」のうち、第四欄に「国民健康保険法」が含まれる項(46の項) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、106の項) ・第三欄(情報提供者)が「国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(43の項) ・別表第二省令第2条、第3条、第25条、第53条 	事後	
平成31年4月1日	I 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	松阪市健康ほけん部保険年金課	松阪市健康福祉部保険年金課	事後	
平成31年4月1日	I 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長 中川 幸美	保険年金課長	事後	
平成31年4月1日	II 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	松阪市健康ほけん部保険年金課	松阪市健康福祉部保険年金課	事後	
平成31年4月1日	IV 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	松阪市健康ほけん部保険年金課	松阪市健康福祉部保険年金課	事後	
平成31年4月1日	IV2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	松阪市健康福祉部保険年金課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4200 FAX 0598-26-9130 E-mail hok.div@city.matsusaka.mie.jp	松阪市健康福祉部保険年金課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4200 FAX 0598-26-9113 E-mail hok.div@city.matsusaka.mie.jp	事後	
平成31年4月19日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価	平成27年7月8日	平成31年4月1日	事後	
令和4年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月	事後	

令和4年2月10日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	重要な変更当たらない法令改正に伴う変更
令和4年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	重要な変更当たらない法令改正に伴う変更
令和4年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第2(別紙1参照)	事後	重要な変更当たらない法令改正に伴う変更
令和4年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の・保管・消去 保管場所	【保管】 ・情報企画課が管理しているサーバー室(入退室管理あり)内に設置されたサーバー内に保管されている。 ・サーバーへのアクセスは管理者に認められたユーザーのみ可能 ・申告書等の紙の資料については鍵付きの書庫に保管している。 【消去】 ・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊または、データ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。 ・申告書等の紙の資料の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。	【保管】 ・松阪市が契約するデータセンター内のサーバー室(入退室管理あり)内に設置されたサーバー内に保管されている。 ・サーバーへのアクセスは管理者に認められたユーザーのみ可能であり、IDと静脈認証が必要 ・届出書類については鍵付きの書庫に保管している。 【消去】 ・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。 ・届出書類の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。	事後	重要な変更当たらない既存システムの委託先の変更
令和4年2月10日	V 評価実施手続き1. 基礎項目評価①実施日	平成31年4月1日	令和4年2月10日	事後	
令和4年6月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ①システムの名称	国民健康保険システム(賦課)	市区町村事務処理標準システム	事前	

令和4年6月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ○賦課状況等の照会機能 ○賦課資料入力・資格異動等の異動更正機能 ○課税台帳・納税通知書等の発行機能 ○年金特徴対象者管理機能 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 照会 【詳細省略】 2. 申請受付 【詳細省略】 3. 賦課資料入力 【詳細省略】 4. 更正決議 【詳細省略】 5. 税(料)額試算 【詳細省略】 6. 税(料)率試算 【詳細省略】 7. 当初賦課処理計算 【詳細省略】 8. 各種帳票の出力 【詳細省略】 9. 国・都道府県への報告資料の作成 【詳細省略】 10. 宛名機能 【詳細省略】 11. 庁内連携機能 【詳細省略】 	事前	
令和4年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を保有するもの	市区町村事務処理標準システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を保有するもの	事前	
令和4年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体	健康ほけん部保険年金課、嬉野地域振興局、三雲地域振興局、飯南地域振興局、飯高地域振興局	健康福祉部保険年金課、嬉野地域振興局、三雲地域振興局、飯南地域振興局、飯高地域振興局	事前	
令和4年6月1日	III リスク対策 ※(7. ②を除く。) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置	リスク: 必要な情報以外を入手されるリスク リスクに対する措置の内容: 国民健康保険システムの操作者の操作情報を記録しており、目的外の入手が行われていないか監査証跡できる。	<p><市区町村事務処理標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民から個人番号を用いて情報を入手する場合、個人番号カードやその他本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・住民、他の機関および庁内連携において個人番号を用いずに入手する場合、宛名番号や保険証番号を用いて突合を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 	事前	

令和4年6月1日	Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。) 3. 特定個人情報の使用 リスクに対する措置	・システムへアクセスできるユーザーの制限 ・システムの操作履歴の記録 ・情報セキュリティ研修等を通じて、目的外利用の禁止を徹底する。	・個人番号利用事務に係るシステム以外からは、特定個人情報ファイルを直接参照できないよう、アクセス制御を行っている。 ・連携サーバを介した連携になるため、連携サーバ側のアクセス制御等により業務に不必要な情報にはアクセスできないよう制御を行っている。 ・国民健康保険システムの端末を使用して情報照会を行う場合、アクセス権限の設定により、許可された者以外は、個人番号がマスクされた状態となるような仕組みとする。	事前	
令和4年6月1日	Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	<松阪市における措置> ・番号法の規定に基づき、認められている範囲内において特定個人情報の照会を行う。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 【詳細省略】	<市区町村事務処理標準システムにおける措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、情報提供ネットワークシステムへの情報照会が可能で権限の制限等により、権限を有しない者による目的外の入手を防止している。 ・特定個人情報ファイルの情報照会は、団体内統合宛名システムへの通信に限定している。 ・番号法および条例の規定の範囲内において情報照会を行う。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 【詳細省略】	事前	
令和4年6月1日	Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 【詳細省略】	<市区町村事務処理標準システムにおける措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な権限の制限等により、不正な使用を防止している。 ・ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施することで、不適切な端末操作を抑止する。 ・特定個人情報ファイルの情報連携は、団体内統合宛名システムへの通信に限定し、システムログ(連携日時等)としてストレージ等に記録している。また、必要に応じて記録の確認を行う。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 【詳細省略】	事前	
令和4年6月1日	IV V 開示請求、問合せ・評価実施手続 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	松阪市健康福祉部保険年金課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4200 FAX 0598-26-9113 E-mail hok.div@city.matsusaka.mie.jp	松阪市健康福祉部保険年金課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4043 FAX 0598-26-9113 E-mail hok.div@city.matsusaka.mie.jp	事前	

--	--	--	--	--	--